

平成16年9月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について」
の一部改正について

標記については、平成14年12月26日障発第1226002号本職通知「指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について」により実施されているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、ご了承の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1 第3章第3節の(18)の を次のように改める。

指定居宅介護の内容(第4号)

「指定居宅介護の内容」とは、身体介護、通院等のための乗車又は降車の介助、家事援助、移動介護、日常生活支援等のサービスの内容を指すものであること。

2 第3章第3節の(19)を次のように改める。

(19) 介護等の総合的な提供

基準第4条の基本方針等を踏まえ、指定居宅介護の事業運営に当たっては、多種多様な居宅介護の提供を行うべき旨を明確化したものである。(専ら外出時における移動の介護の提供を行う者を除く。)指定居宅介護事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定居宅介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を総合的に提供しなければならず(通院等のための乗車又は降車の介助を行う指定居宅介護事業者についても、身体介護又は家事援助を総合的に提供しなければならない。)、また指定居宅介護事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、家事援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等のための乗車又は降車の介助に限定されたりしてはならないこととしたものである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業員の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触することとなる。

また、「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。

さらに、通院等のための乗車又は降車の介助を行う指定居宅介護事業者について、都道府県知事が指定を行うに当たっては、事業所の所在市町村に対して意見を求めることとする(確認すべき事項等については、別に定める。)

なお、基準第30条は、基準該当居宅介護事業者には適用されない。

3 第4章第1節の(2)の を次のように改める。

知的障害者の場合

指導員については、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年3月12日厚生労働省令第22号)第15条に定める指導員に準ずるものである。